

## 確定給付型（給付建て）

特徴：加入した期間等に基づいて、あらかじめ給付額が定められている（受給権が保護されている）仕組み。

| 制度概要                      |   |
|---------------------------|---|
| <b>確定給付企業年金<br/>(D B)</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■労使の合意で比較的柔軟な制度設計（管理・運用など）が可能である。</li> <li>■加入対象者は、実施事業所に勤務する厚生年金保険の被保険者（第1号または第4号厚生年金被保険者）である。いわゆる公務員等は除かれる。</li> <li>■掛け金は、原則として事業主拠出（損金扱い）であり、拠出限度額はない。</li> <li>■運用状況の悪化等で資産の積立不足が発生した場合は、事業主はその不足額を補填する（一定の事由に該当する場合は、給付額の減額も可能）。</li> <li>■次の2つの実施方法がある。           <ul style="list-style-type: none"> <li>【規約型】               <ul style="list-style-type: none"> <li>・労使合意で作成した規約について、厚生労働大臣の承認を受けて実施する。</li> <li>・事業主が信託会社、生命保険会社等と契約を結び、母体企業の外部で年金資産を管理・運用し、年金給付を行う。</li> <li>・実施に当たって加入者数の要件はない。</li> </ul> </li> <li>【基金型】               <ul style="list-style-type: none"> <li>・労使合意で規約を作成し、厚生労働大臣の認可を受けて母体企業とは別の法人格を持つ企業年金基金（基金）を設立して実施する。</li> <li>・基金において年金資産を管理・運用して、年金給付を行う。</li> <li>・加入者数が300人以上あることが必要である。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>■給付には、老齢給付金（年金または一時金）、脱退一時金、（規約により）障害給付金・遺族給付金がある。</li> </ul> |
| <b>厚生年金基金</b>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>■企業や業界団体等が厚生労働大臣の認可を受けて設立した法人が、年金資産を管理・運用して年金給付を行う。</li> <li>■国に代わって厚生年金の給付の一部を代行して行う（代行給付）とともに、企業の実情等に応じて独自の上乗せ給付を行うこともできる。</li> <li>■掛け金は原則として事業主拠出（損金扱い）であり、拠出限度額はない。</li> <li>■代行部分の国への返上（確定給付企業年金への移行）が認められている。</li> <li>■平成26年4月以降、厚生年金基金の新規設立は認められていない。</li> </ul>  |

## 確定拠出型（拠出建て）

特徴：拠出された掛け金とその運用収益との合計額をもとに、給付額が決定する仕組み。

| 制度概要                         |   |
|------------------------------|---|
| <b>企業型確定拠出年金<br/>(企業型DC)</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■労使が合意した規約（企業型年金規約）に基づき、事業主が実施主体となる。</li> <li>■加入対象者は、実施事業所に勤務する厚生年金保険の被保険者（第1号または第4号厚生年金被保険者に限る）である。いわゆる公務員等は除かれる。</li> <li>■掛け金は、原則として事業主拠出（損金扱い）であり、55,000円（＊）／月の拠出限度額が設定されている。           <p>＊確定給付型の年金（D B等）の掛け金相当額がある場合は、その掛け金相当額を控除した額</p> </li> <li>■運用は、実施主体から提示された運用商品から加入者が選んで行うため、給付額は加入者によって異なってくる（運用によっては、元本割れになることもある）。運用収益は、非課税。</li> <li>■給付には、老齢給付金・障害給付金（5年以上20年以下の有期または終身年金。規約により一時金の選択が可能）のほか、死亡一時金、脱退一時金がある。</li> </ul>  |
| <b>個人型確定拠出年金<br/>(iDeCo)</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■個人型年金規約に基づき、国民年金基金連合会が実施主体となる。</li> <li>■加入対象者は、自営業者、厚生年金保険の被保険者、専業主婦（夫）及び国民年金の任意加入被保険者である。</li> <li>■掛け金は、原則として加入者拠出（小規模企業共済等掛け金控除扱い）であり、次の拠出限度額（原則）が設定されている。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・「自営業者」、「国民年金の任意加入被保険者」：68,000円／月</li> <li>・「確定給付型の年金・企業型DC未加入者」、「専業主婦（夫）」：23,000円／月</li> <li>・「確定給付型の年金（DB等）のみ加入者」、「企業型DCのみ加入者」、「確定給付型の年金（DB等）と企業型DCの両方に加入」、「公務員」：20,000円／月</li> </ul> </li> <li>■運用は、加入者が自ら選んだ運用商品で行うため、給付額は加入者によって異なってくる（運用によっては、元本割れになることもある）。運用収益は、非課税。</li> <li>■給付には、老齢給付金・障害給付金（5年以上20年以下の有期または終身年金。規約により一時金の選択が可能）のほか、死亡一時金、脱退一時金がある。</li> </ul> |